

# 診療所の開設者医師（歯科医師）の死亡等による届け出について

診療所（個人開設）の開設者である医師（歯科医師）が亡くなられた（失そうした）場合の保健所への届け出等については、以下のとおりです。

## 1 亡くなられた（失そうした）医師（歯科医師）が開設した診療所に係る手続き

亡くなられた（失そうした）医師（歯科医師）が、診療所の開設者である場合には、医療法（第9条第2項）により、戸籍法の規定による届出義務者は、死亡（失そうの宣告）後10日以内に、次の（1）及び（2）を横須賀市長あてに届け出てください。

（1）病院（診療所・助産所）開設者死亡（失そう）届（第13号様式）

（2）病院（診療所・助産所）廃止届（第12号様式）

なお、亡くなられた（失そうした）医師（歯科医師）が診療所の開設者でなく、管理者であった場合は、管理者の変更届が必要です。

病院（診療所・助産所）開設届出事項変更届（第10号様式）

## 2 亡くなられた（失そうした）医師（歯科医師）の免許証の返納手続き

医師（歯科医師）が亡くなられた（失そうした）場合には、医師法施行令第6条及び第10条第1項（歯科医師法施行令第6条・第10条第1項）の規定により、厚生労働大臣あてに籍登録抹消申請及び免許証の返納が必要です。

### 籍（名称）登録抹消（消除）申請書

添付書類として、次のイからハが必要です。

イ 医師（歯科医師）免許証（亡失の場合は、申立書（書式は任意））

ロ 遅延理由書（死亡または失踪宣告後30日以上経過している場合。籍登録抹消申請書の裏面にあります。）

ハ 次の書類のうちいずれか1部

・死亡診断書（コピー可）

・死体検案書（コピー可）

・失踪宣告書または戸籍抄（謄）本（日本国籍を有しない人については、閉鎖外国人登録原票記載事項証明書）（いずれも原本）

## 3 診療録（カルテ）等の保管について

診療録や診療に関する記録は、単なる記録にとどまらず、法的証拠書類として重要な意味があり、診療録等については、最終記載の日から5年間の保管が義務づけられています。

医師（歯科医師）が亡くなられた（失そうした）ことにより廃止した診療所の場合、診療録の保管につきましては、ご遺族の方にお問い合わせいたします。

なお、患者からの問い合わせ等に対応するため、保健所にご連絡先（氏名、住所、電話番号等）をお知らせ願います。

（事務担当）〒238-0046 横須賀市西逸見町1-38-11

横須賀市保健所企画課医事薬事担当

電話 046-824-7501 FAX046-822-4375